

## 第1章 総則

### 第1節 計画策定の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、せたな町防災会議が作成する計画であり、せたな町の地域において、予防、応急及び復旧等の災害対策を実施するにあたり、各防災関係機関が、その機能の全てをあげて町民の生命、身体及び財産を災害等から保護するため、次の事項を定め、本町における防災の万全を期することを目的とする。

1. せたな町の区域を管轄し、若しくは、区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等が処理すべき防災上の事務又は業務の大綱に関すること。
2. 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な防災の組織に関すること。
3. 災害の未然防止と被害の軽減を図るための施設の新設及び改善等災害予防に関すること。
4. 災害が発生した場合の給水、防疫、食料供給等災害応急対策に関すること。
5. 災害復旧に関すること。
6. 防災訓練に関すること。
7. 防災思想の普及に関すること。

### 第2節 計画の構成

本計画は、次の8章から構成する。

- ・第1章 総則
- ・第2章 せたな町の概況
- ・第3章 防災組織
- ・第4章 災害予防計画
- ・第5章 災害応急対策計画
- ・第6章 震災対策計画
- ・第7章 事故災害対策計画
- ・第8章 災害復旧・被災者援護計画

### 第3節 用語

本計画で使用する用語等は、次による。

- ・基本法：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・救助法：災害救助法（昭和22年法律第118号）
- ・水防法：水防法（昭和24年法律第193号）
- ・防災会議：せたな町防災会議
- ・防災計画：せたな町地域防災計画
- ・防災会議条例：せたな町防災会議条例（平成17年条例第164号）
- ・防災関係機関：せたな町防災会議条例第3条に定める委員の属する機関

#### 第4節 計画推進にあたっての基本となる事項

本計画は、北海道防災対策基本条例（平成21年条例第8号）第3条の基本理念等を踏まえ、次の事項を基本として推進する。

1. 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。
2. 自助（町民及び事業者が自らの安全を自らで守ることをいう）、共助（町民等が地域において互いに助け合うことをいう）及び公助（町及び防災関係機関が実施する対策をいう）のそれぞれが効果的に推進されるよう、防災対策の主体の適切な役割分担による協働により着実に実施されなければならない。
3. 災害発生時は町民自らが主体的に判断し、行動できることが必要であることから、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、災害教訓の伝承や防災教育の推進、住民主体の取組の支援・強化により、社会全体としての防災意識の向上を図らなければならない。
4. 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程等における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女平等参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立を図らなければならない。
5. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策の推進を図らなければならない。

#### 第5節 計画の修正要領

防災会議は、基本法第42条に定めるところにより防災計画に随時検討を加え、おおむね次に掲げるような事項について必要があると認めるときは、修正の基本方針を定めこれを修正するものとする。

1. 社会、経済の発展に伴い計画が社会生活の実態と著しく遊離したとき。
2. 防災関係機関が行う防災上の施策によって計画の変更（削除）を必要とするとき。
3. 新たな計画を必要とするとき。
4. 防災基本計画の修正が行われたとき。
5. その他防災会議会長が必要と認めたとき。

前各号に掲げる事項については、計画の部分的な修正についても同様とする。

**第6節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱**

防災会議の構成機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者の防災上処理すべき事務又は業務の大綱は、次のとおりである。

なお、事務又は業務を実施するにあたり、防災関係機関の間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

**1. 指定地方行政機関**

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北海道開発局 函館開発建設部 今金河川事務所 美利河ダム管理支所 八雲道路事務所 江差港湾事務所	①一級河川の雨量及び水位の観測並びにその他河川状況の情報収集に関すること。 ②一級河川の直轄区間の維持管理及び直轄区間の影響を受ける指定区間の河川工事に関すること。 ③河川環境整備事業及び災害復旧に関すること。 ④河川総合開発事業及び直轄堰堤の維持管理に関すること。 ⑤美利河ダムの情報収集及び通報等に関すること。 ⑥ダム施設の警戒及びダムの放流警報に関すること。 ⑦一般国道230号及び国道229号の改修、災害復旧及びその他の管理に関すること。 ⑧港湾施設の使用に関する連絡調整に関すること。 ⑨港湾施設の応急復旧に関すること。 ⑩国営農業基盤整備事業の災害復旧に関すること。 ⑪緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣に関すること。 ⑫災害対策用機材等の地域への支援に関すること。
函館海上保安部 瀬棚海上保安署	①気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 ②災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 ③災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 ④海上における人命の救助に関すること。 ⑤海上交通の安全確保に関すること。 ⑥海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。
渡島森林管理署 東瀬棚森林事務所 熊石森林事務所 若松森林事務所	①所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 ②所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 ③林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 ④災害時における地方公共団体等の要請に基づく緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。 ⑤林野火災空中消火用資材及び散布用消火薬材の供給に関すること。
札幌管区气象台 函館地方气象台	①気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること。 ②気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること。 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること。 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること。 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること。
北海道総合通信局	①災害時における通信の確保及び非常通信の訓練、運用、管理に関すること。 ②非常通信協議会の運営に関すること。

## 2. 自衛隊

機 関 名	事 務 又 は 業 務
陸 上 自 衛 隊 第 2 8 普 通 科 連 隊	①災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。 ②災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 ③災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

## 3. 北海道

機 関 名	事 務 又 は 業 務
檜 山 振 興 局 地 域 政 策 課	①檜山振興局地域災害対策連絡協議会の事務に関すること。 ②防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄等その他災害予防措置に関すること。 ③防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。 ④災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。 ⑤市町村及び指定地方公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。 ⑥自衛隊の災害派遣要請に関すること。
渡 島 総 合 振 興 局 函 館 建 設 管 理 部 今 金 出 張 所	①所管する公共土木施設の管理及び維持、公共事業の施行等に関すること。 ②所管する公共土木施設に関する情報収集等を行うこと。 ③所管する公共土木施設に関する災害時の被害調査、災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 ④水防作業の技術指導に関すること。
檜 山 振 興 局 檜 山 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー 檜 山 北 部 支 所	①被災地の農作物及び家畜の技術指導に関すること。 ②災害地の病害虫の防疫指導、その他営農指導に関すること。
檜 山 振 興 局 森 林 室 北 檜 山 事 務 所	①林野火災の予消防対策と未然防止に関すること。 ②災害時における、緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。
檜 山 振 興 局 檜 山 地 区 水 産 技 術 普 及 指 導 所 せ た な 支 所	①災害時における水産物及び水産施設の技術指導に関すること。 ②災害地の漁場における防疫指導その他営漁指導に関すること。
渡 島 総 合 振 興 局 保 健 環 境 部 八 雲 地 域 保 健 室	①医療班の編成調整指導に関すること。 ②応急対策に必要な人員及び器材の連絡調整に関すること。 ③医療防疫、薬剤の確保及び供給に関すること。 ④薬品の保有状況、応急措置連絡調整に関すること。 ⑤防疫活動の調査指導に関すること。 ⑥検疫調査及び健康診断に関すること。 ⑦避難所における衛生施設の管理指導に関すること。 ⑧災害時における医療救護活動に関すること。 ⑨感染症予防に係る薬剤の供給斡旋に関すること。 ⑩災害時におけるじん芥収集、し尿の汲み取り、へい獣処理等の清掃業務に対する町への指導助言を行うこと。
檜 山 教 育 局	①災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行うこと。 ②文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

## 4. 北海道警察

機 関 名	事 務 又 は 業 務
せ た な 警 察 署	<ul style="list-style-type: none"> <li>①住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。</li> <li>②災害情報の収集に関する事。</li> <li>③災害警備本部の設置運用に関する事。</li> <li>④被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。</li> <li>⑤犯罪の予防、取締り等に関する事。</li> <li>⑥危険物に対する保安対策に関する事。</li> <li>⑦広報活動に関する事。</li> <li>⑧自治体等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。</li> </ul>

## 5. せたな町及び消防機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
せ た な 町	<ul style="list-style-type: none"> <li>①せたな町防災会議に関する事。</li> <li>②せたな町災害対策本部の設置及び運営に関する事。</li> <li>③自主防災組織の育成に関する事。</li> <li>④防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。</li> <li>⑤防災訓練及び防災上必要な教育の実施に関する事。</li> <li>⑥災害に関する情報の伝達、収集及び広報並びに被害状況の調査、報告に関する事。</li> <li>⑦北海道その他の防災関係機関との連絡、調整、協力に関する事。</li> <li>⑧防災に関する施設、設備の整備に関する事。</li> <li>⑨防災に関する食料、資材及び機器の備蓄並びに供給に関する事。</li> <li>⑩災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する事。</li> <li>⑪消防活動及び水防活動等防災対策の実施に関する事。</li> <li>⑫避難の指示等に関する事。</li> <li>⑬被災者に対する救助及び救護並びに救援に関する事。</li> <li>⑭災害時における保健衛生に関する事。</li> <li>⑮その他災害発生への防衛又は拡大防止のための措置に関する事。</li> <li>⑯災害時の交通及び輸送の確保に関する事。</li> <li>⑰被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報に関する事。</li> <li>⑱避難行動要支援者の擁護に関する事。</li> <li>⑲災害ボランティアの受け入れに関する事。</li> </ul>
せたな町立国保病院 せたな町立国保病院瀬棚診療所 せたな町立国保病院大成診療所	<ul style="list-style-type: none"> <li>①災害時における被災傷病者の収容、治療及び助産等の業務に関する事。</li> <li>②救急医療対策本部の設置における医療班の編成及び救急医療救護活動に関する事。</li> <li>③避難用設備の整備及び避難訓練に関する事。</li> </ul>
せたな町教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>①児童及び生徒に対する防災に関する知識の普及及び啓発に関する事。</li> <li>②災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関する事。</li> <li>③避難等に係わる町立学校施設の使用に関する事。</li> <li>④文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。</li> </ul>
檜山広域行政組合 せたな消防署 せたな町北檜山消防団 せたな町瀬棚消防団 せたな町大成消防団	<ul style="list-style-type: none"> <li>①消防力等の整備に関する事。</li> <li>②防災のための調査に関する事。</li> <li>③防災教育訓練に関する事。</li> <li>④災害の予防、警戒及び防衛に関する事。</li> <li>⑤災害時の避難、救助及び救急に関する事。</li> <li>⑥その他、消防計画に定める災害対策に関する事。</li> </ul>

## 6. 指定公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
東日本電信電話株式会社 北海道事業部 北海道南支店	①非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じ電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事。
北海道電力ネットワーク株式会社 八雲ネットワークセンター 江差ネットワークセンター	①電力供給施設の防災対策に関する事。 ②災害時における電力の円滑な供給に関する事。
郵便局 北檜山郵便局 丹羽郵便局 若松郵便局 太檜郵便局 瀬棚郵便局 島歌郵便局 久遠郵便局 宮野郵便局	①災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保に関する事。 ②郵便の非常取扱いに関する事。 ③郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。 ④災害時における協定に基づく協力に関する事。
日本赤十字社 せたな町分区	①災害時における医療、助産、遺体の処理等の救助業務に関する事。 ②災害ボランティア(民間団体及び個人)の行う救助活動連絡調整に関する事。

## 7. 指定地方公共機関

機 関 名	事 務 又 は 業 務
北部檜山医師会	①災害時における医療機関との連絡調整並びに救急医療及び助産その他防疫対策に関する事。
北海道薬剤師会	①災害時における調剤、医薬品の供給に関する事。
北海道獣医師会	①災害時における家庭動物の対応に関する事。
狩場利別土地改良区	①土地改良施設の防災対策に関する事。 ②農業水利施設の災害対応対策及び災害復旧対策に関する事。

## 8. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	事 務 又 は 業 務
農 業 協 同 組 合 漁 業 協 同 組 合 森 林 組 合	①共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関すること。 ②被災組合員に対する融資及びその斡旋に関すること。 ③共済金支払いの手續きに関すること。 ④被害状況の調査協力に関すること。 ⑤被災組合員に対する農業生産資材の確保並びに融資及び斡旋に関すること。 ⑥災害時における海上交通確保、協力に関すること。
商 工 会	①災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保、協力に関すること。 ②被災商工業者に対する融資及び斡旋に関すること。
建 設 協 会	①災害時においての応急復旧工事、緊急資材輸送及び建設重機の確保等災害活動の協力に関すること。
一 般 病 院 所 診 療 所	①災害時における救急医療及び助産その他防疫対策の協力に関すること。 ②避難用設備の整備及び避難訓練に関すること。
青 年 団 体	①町長の要請に応じ、災害の特別警報・警報・注意報並びに情報等の一般住民に対する広報の協力に関すること。 ②災害時において、住民の避難誘導、被災者の救護対策の協力に関すること。
女 性 団 体	①災害時において町長の要請に応じ被災者に対する炊き出し等、被災者の救護対策に関すること。
町 内 会	①災害時において、要配慮者等の避難誘導の協力に関すること。 ②災害時において、町長の要請による被災者に対する炊き出し、被災者の救護対策の協力に関すること。 ③災害時における避難所の維持管理、運営の協力に関すること。
社 会 福 祉 施 設	①災害時における収容者の保護に関すること。 ②避難用設備の整備及び避難訓練に関すること。
社 会 福 祉 協 議 会	①災害時において、障がい者、高齢世帯等の救護対策に関すること。 ②災害時におけるボランティア登録者の活動支援に関すること。 ③災害時におけるボランティアセンターの設置、運営に関すること。 ④災害時における生活福祉資金の斡旋に関すること。
危 険 物 安 全 協 会	①災害時における危険物の保安措置に関すること。
日 本 水 難 救 済 会 北 檜 山 救 難 所 瀬 棚 救 難 所 久 遠 救 難 所 貝 取 潤 救 難 所	①沿岸における海難救助活動の実施及び瀬棚海上保安署又は町長の要請による救護活動に関すること。
檜山北部沿岸大量流出油 災 害 対 策 協 議 会	①沿岸の油流出災害の防除及び保安の確保の協力に関すること。
函 館 バ ス 株 式 会 社 有 限 会 社 東 ハ イ ヤ ー	①被災地の人員輸送の確保に関すること。 ②被災地の応援輸送対策に関すること。
運 送 事 業 者	①災害時における緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送について関係機関の支援に関すること。
一 般 住 民	①防災に関する異常現象を発見した者は、直ちにその内容を町及び警察署等の関係機関に通報すること。

## 第7節 町民及び事業者の基本的責務

いつでもどこでも起こりうる災害に対し、人的被害、経済被害を軽減する減災の取組を推進し、安全・安心を確保するためには、行政による災害対策を強化し「公助」を充実させていくことはもとより、町民一人ひとりや事業者等が自ら取り組む「自助」や、身近な地域コミュニティにおいて住民等が力を合わせて助け合う「共助」が必要となることから、個人や家庭、民間の事業者や団体等、様々な主体が連携して、災害に関する知識と各自の防災・減災対応に習熟し、その実践を促進する町民運動を展開するものとする。

### 1. 町民の責務

町民は「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本に立ち、平常時から、防災に関する知識の習得や食品、飲料水をはじめとする生活必需物資の備蓄など、自ら災害に対する備えを行うとともに、一般的に自分は大丈夫という思い込みが働くことを自覚しながら、防災訓練など自発的な防災活動への参加や災害教訓の伝承に努めるものとする。

また、災害時には、まず、自らの身の安全を守るよう行動した上で、近隣の負傷者や避難行動要支援者への支援、避難所における自主的活動、町及び防災関係機関が実施する防災活動への協力など、地域における被害の拡大防止や軽減への寄与に努めるものとする。

#### (1) 平常時の備え

- ①避難の方法（避難路、指定緊急避難場所等）及び家族との連絡方法の確認
- ②「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー、女性用品、ポータブルストーブ等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、携帯電話充電器等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油及び自宅等の暖房・給湯用燃料の確保
- ③隣近所との相互協力関係のかん養
- ④災害危険区域等、地域における災害の危険性の把握
- ⑤防災訓練、研修会等への積極的参加による防災知識、応急救護技術等の習得
- ⑥町内会や自治会における要配慮者への配慮
- ⑦自主防災組織の結成による備蓄や訓練の実施
- ⑧保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等

#### (2) 災害時の対策

- ①地域における被災状況の把握
- ②近隣の負傷者や避難行動要支援者に対する救助・支援
- ③初期消火活動等の応急対策
- ④避難所での自主的活動や住民が主体となった避難所運営体制の構築
- ⑤町・北海道・防災関係機関の活動への協力
- ⑥自主防災組織の活動

#### (3) 災害緊急事態の布告があったときの協力

国の経済や公共の福祉に重大な影響を及ぼすような異常で激甚な非常災害が発生し、基本法第105条に基づく災害緊急事態の布告が発せられ、内閣総理大臣から社会的・経済的混乱を抑制するため、生活必需品等国民生活との関連性が高い物資や燃料等国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等の協力を求められた場合は、町民はこれに応ずるよう努めるものとする。



## 2. 事業者の責務

災害応急対策や災害復旧に必要となる、食料、飲料水、生活必需品等の物資・資材又は役務の供給・提供に関する者をはじめとする各事業者は、日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、町、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災対策に協力しなければならない。

このため、従業員や施設利用者の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域への貢献・地域との共生等、災害時に果たす役割を十分に認識し、各事業者において災害時に業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災体制の整備や防災訓練の実施、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

### (1) 平常時の備え

- ①災害時行動マニュアル及び事業継続計画（BCP）の策定
- ②防災体制の整備
- ③事業所の耐震化・耐浪化の促進
- ④予想被害からの復旧計画策定
- ⑤防災訓練の実施及び従業員等に対する防災教育の実施
- ⑥燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- ⑦取引先とのサプライチェーンの確保

### (2) 災害時の対策

- ①事業所の被災状況の把握
- ②従業員及び施設利用者への災害情報の提供
- ③施設利用者の避難誘導
- ④従業員及び施設利用者の救助
- ⑤初期消火活動等の応急対策
- ⑥事業の継続又は早期再開・復旧
- ⑦ボランティア活動への支援等、地域への貢献

## 3. 町民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ①町内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、協働により、防災訓練の実施、物資等の備蓄、避難行動要支援者の避難支援体制の構築等の自発的な防災活動の推進に努めるものとする。
- ②地区居住者等は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、地区防災計画の素案として防災会議に提案するなど、町との連携に努めるものとする。
- ③防災会議は、地区防災計画の提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて防災計画に地区防災計画を定める必要があると認めるときは定めるものとする。
- ④町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。
- ⑤町は、自主防災組織の育成、強化を図るとともに、住民一人ひとりが自ら行う防災活動の促進により、地域社会の防災体制の充実を図るものとする。

#### 4. 町民運動の展開

災害に関する知識と各自の防災対策に習熟し、その実践を促進する町民運動が継続的に展開されるよう、災害予防責任者をはじめ、町民個人や家庭、事業者や団体等、多様な主体の連携により、防災の日、防災週間、水防月間等のあらゆる機会を活用し、防災意識を高揚するための様々な取組を行い、広く町民の参加を呼びかけるものとする。